

「東京都地域防災計画」修正の主な内容 (福祉保健局関係)

新たな被害想定で明らかになった東京の防災上の課題や東日本大震災の教訓を踏まえて、平成 24 年 11 月に東京都地域防災計画を修正しました。

計画修正のポイント

- ① 施策ごとの課題や到達目標を明示することで防災関係機関や都民との共通認識を醸成し、各主体による防災対策を促進
- ② 地域防災力向上や安全な都市づくりなど施策ごとに予防・応急・復旧といった災害のフェーズに応じて対応策を構築
- ③ より機能的な計画となるよう発災後の対応手順を明確化するなど、施策の内容を充実・強化

都の被害想定（平成 24 年 4 月）

- ・強い揺れや火災によって、重大な人的被害が発生
→ 最大死者数：約1万人最大避難者数：約339万人帰宅困難者数：約517万人など
- ・都民のくらしと都市機能を支える住宅やライフライン等に大きな被害
→ 全壊棟数：約 30 万棟ライフライン被害：断水率約 35%、停電率約 18% など

福祉保健局関連の主な修正内容

<医療救護等対策>

- 医療救護活動におけるフェーズ区分を細分化
 - ・ 発災後、時間の経過とともに変化する医療ニーズに的確に対応するため、フェーズ区分を従来の 2 区分から 6 区分に細分化

【医療救護活動におけるフェーズ区分】

区 分		想定される状況
0	発災直後 (発災～6 時間)	建物の倒壊や火災等の発生により傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況
1	超急性期 (6～72 時間)	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受け入れが少ない状況
2	急性期 (72 時間～1 週間)	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復活し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況
3	亜急性期 (1 週間～1 か月)	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に回復している状況
4	慢性期 (1～3 か月)	避難生活が長期化しているが、ほぼ復活して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況
5	中長期 (3 か月以降)	医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ回復している状況

○ 災害医療コーディネーターを中心とした災害医療体制を構築

- ・ 東京都災害医療コーディネーターを中心とした都全域の災害医療体制を構築
- ・ 災害拠点中核病院等に設置する医療対策拠点において、東京都地域災害医療コーディネーターを中心に、圏域内及び東京都災害医療コーディネーターとの情報共有等の情報連絡体制を構築
- ・ 東京都災害医療コーディネーター及び東京都地域災害医療コーディネーターによる医療資源の調整機能を確立
- ・ 区市町村災害医療コーディネーターを設置し、二次保健医療圏医療対策拠点及び区市町村域内の情報連絡体制を構築

【災害医療コーディネーター】

名 称	説 明
東京都災害医療 コーディネーター	都全域の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う、都が指定するコーディネーター
東京都地域災害医療 コーディネーター	各二次保健医療圏域の医療救護活動等を統括・調整するために都が指定するコーディネーター
区市町村災害医療 コーディネーター	区市町村内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的助言を行う、区市町村が指定するコーディネーター

○ 全ての医療機関の役割分担を明確化

- ・ 災害時において、限られた医療資源を有効に活用し、重症者等を円滑に受け入れるために、全ての医療機関の役割分担の明確化

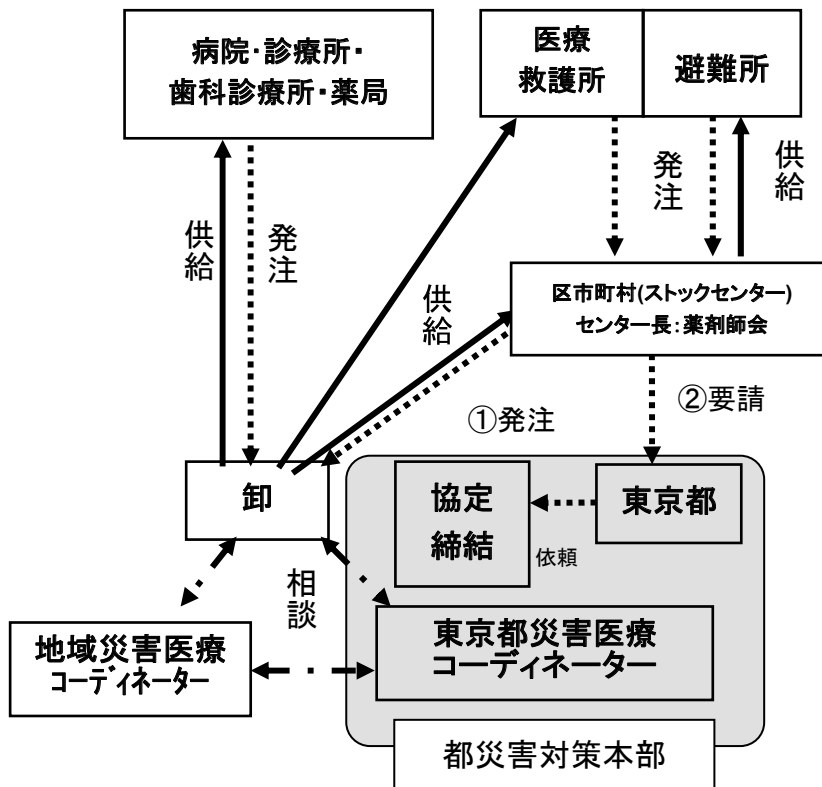
【災害時後方医療体制】

指定区分	説明
災害拠点病院	主に重症者の収容・治療を行う病院 (基幹災害拠点病院、地域災害拠点中核病院及び地域災害拠点病院として都が指定する病院)
災害拠点連携病院	主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う病院 (救急告示を受けた病院等で都が指定する病院)
災害医療支援病院	専門医療、慢性疾患への対応、区市町村地域防災計画に定める医療救護活動を行う病院 (災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除く全ての病院)

○ 医薬品等の確保に向けて、薬剤師会や事業者と連携した供給体制の構築

- ・ 医薬品や医療資材器材の確保に向けて、薬剤師会や卸売販売業者と連携した供給体制を構築

【卸売販売業からの医薬品調達の流れ】



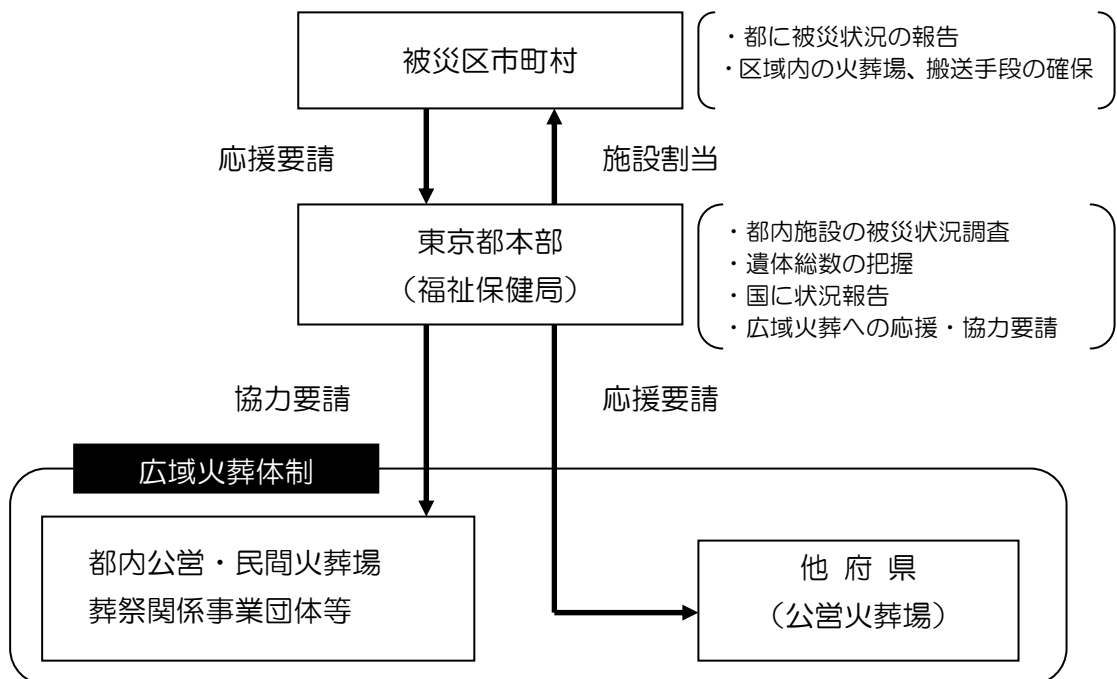
○ 透析患者等への支援

- ・ 日本透析医会等との連携により、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を収集し、関係機関に情報を提供するとともに、被災状況に応じ、水、医薬品等の供給、患者搬送について関係機関と調整。また、他縣市への支援要請について、必要な調整を実施

○ 検視・検案体制の構築及び広域火葬体制の充実・強化

- ・ 震災時における遺体の検視・検案等に関して、速やかな検視・検案等に資するため、関係機関と連携し、検案医等の体制や情報連絡体制を確保
- ・ 震災時における広域火葬に関しては、速やかに火葬を行う体制の充実・強化を図り、民間事業者や他府県との連携や協力体制を確保

【火葬体制】



<避難者対策>

○ 避難所管理運営の支援

- ・ 「避難所管理運営の指針(区市町村向け)」、「災害時要援護者防災行動マニュアルへの指針」を改訂し、区市町村における「避難所管理運営マニュアル」の作成・改訂を働きかけるなど、区市町村における取組を支援
- ・ 指針の改訂に当たっては、女性の参画を推進するとともに、災害時要援護者の視点等を踏まえ対応

○ 避難所の衛生管理対策の推進

- ・ 避難所の過密状況や衛生状態等に関する情報を集約し、区市町村に提供することにより、避難所間及び各区市町村間の適切な受入体制等の確保を支援
- ・ 避難所における飲用水の衛生、衛生的な室内環境の保持及びごみ保管場所の適正管理等に関する具体的な方法や管理体制について、区市町村に対し助言・指導を実施

○ 災害時要援護者対策の推進

- ・ 「災害時要援護者防災行動マニュアルへの指針」、「災害時要援護者への災害対策推進のための指針（区市町村向け）」を改訂し、区市町村が行う災害時要援護者対策の強化を支援
- ・ 在宅人工呼吸器使用者については、「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」などを活用し、区市町村における災害時個別支援計画の策定を支援するなど、災害時対策を強化
- ・ 広域的な立場から、安否確認や避難支援、情報提供について、区市町村が障害者団体等と連携して取り組めるよう支援

○ 飼養動物の同行避難等に関する区市町村の受入体制等の整備支援

- ・ 区市町村が避難所等に設置した動物の飼養場所において、飼い主とともに同行避難した動物に関し、区市町村と協力して、以下の取組を行い、適正飼養を指導

- ・ 各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等
- ・ 避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整
- ・ 他縣市への連絡調整及び要請

<物流・備蓄・輸送対策>

○ 3日分の物資の確保と強固な調達体制の構築

- ・ 発災後3日間は原則として地域内備蓄で対応するものとし、都と区市町村の役割分担等を整理した上で、発災後3日間で必要となる食料・水・生活必需品等を備蓄などにより確保
- ・ 避難者の多様なニーズに応え、物資の供給を円滑に実施するため、物販事業者（小売事業者等）との新たな連携等により、強固な調達体制を構築

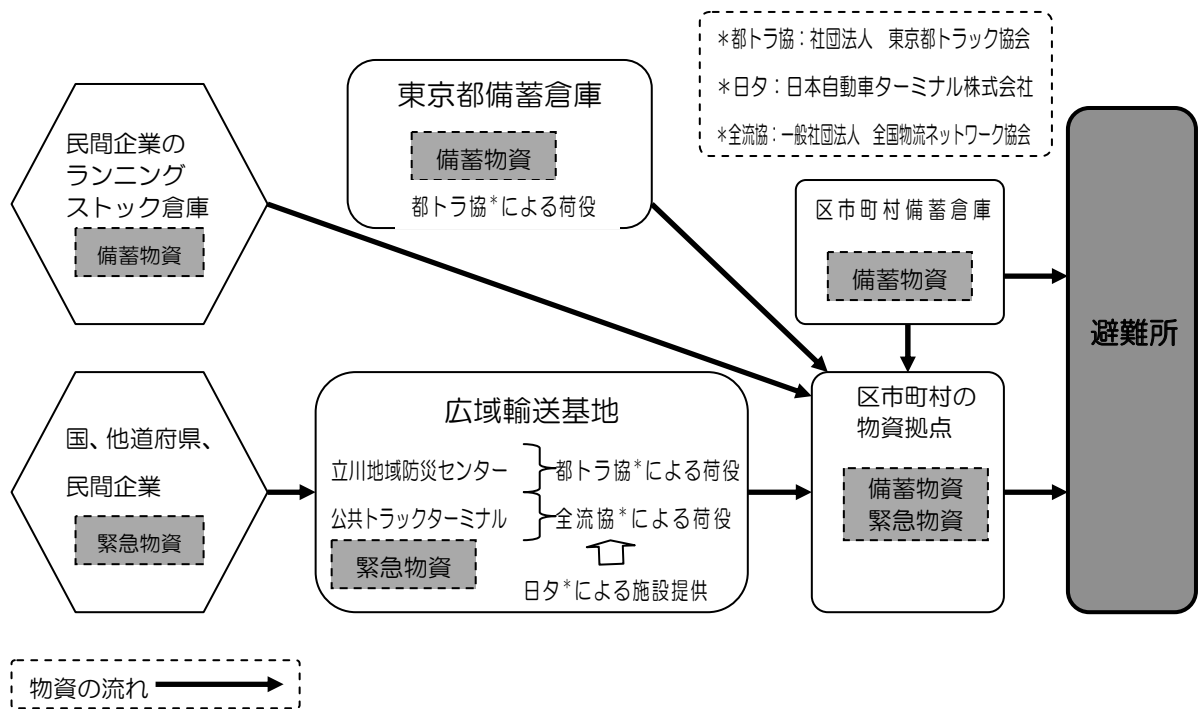
○ 支援物資の荷さばき機能の強化

- ・ 備蓄倉庫及び広域輸送基地での物資の受入れ・仕分け・積替え等の荷さばき作業を、民間の物流事業者等の施設・ノウハウを活用して、円滑に進める体制を構築

○ 物流事業者等と連携した円滑な物資輸送体制の構築

- ・ 東京都災害対策本部内に物流事業者等も含めたチームを編成する等、物資輸送のオペレーション体制を再構築し、発災時において、物資輸送に関する情報収集、判断、連絡調整等を迅速かつ的確に実施

【物資輸送体制】



<住民の生活の早期再建>

○ 義援金関連事務の迅速化

- ・ 義援金の募集及び配分を迅速に行うことができるよう、義援金配分委員会の委員の選任や配分に必要な手続を明確化

<建築物の耐震化の促進>

○ 東京都災害拠点病院等の耐震化

- ・ 病院等の耐震診断や施設の耐震化について支援を行い、災害拠点病院については、平成27年度までに100%耐震化

○ 社会福祉施設等の耐震化

- ・ 旧耐震基準で建築された、自己所有の民間社会福祉施設等の耐震化等に要する費用の一部を補助するとともに、個別訪問を通じた相談、提案等や、技術的助言を行うアドバイザーの派遣を実施し、主に災害時要援護者が利用する入所施設及び保育所については、平成32年度までに100%耐震化

